

GMRC 有資格者のみなさま

日本人類遺伝学会 GMRC 制度の廃止について

2025 年 6 月 5 日

日本人類遺伝学会

GMRC 制度委員会担当理事 山田崇弘

GMRC 制度委員会委員長 武藤香織

平素より日本人類遺伝学会 GMRC 制度の充実にご尽力くださり、誠にありがとうございます。

また、昨年度は本制度に関するアンケートにご協力くださり、ありがとうございました。

日本人類遺伝学会では、2025 年をもって本制度を廃止することを決定し、日本疫学会もこれを承認いたしましたので、まずは第一報として、GMRC 有資格者の皆様にお知らせする次第です。制度廃止の主な理由は、近年、資格認定・更新希望者が継続的に減少し、回復の見込みに乏しく、財政的に制度の存続が困難と判断されたためです。

しかし、アンケート結果から、現在も GMRC として業務を続けていらっしゃる方がおられること、関連した研修の希望が多く寄せられていたことから、現在お持ちの GMRC 資格を永久称号に移行することとなりました。

本制度廃止に伴う主な方針は、下記の通りです。まだ詳細が決まっていない点については、決まり次第、連絡を差し上げます。ご不明な点は、GMRC 制度委員会事務局並びに日本人類遺伝学会事務局にお問い合わせください。

記

1. 永久称号への移行

- 今後は、新たな GMRC の認定や資格更新手続きは行われません。
- 過去5年以内(2021 年～2025 年)に資格を取得または更新された GMRC 有資格者 については、永久称号として GMRC であることを認定する証明証を発行します。
- 永久称号への移行の方法等については、詳細が決まり次第、連絡を差し上げますので、しばらくお待ちください。

2. 認定料の返納

- GMRC 資格を取得または更新される際に、5 年間有効である資格認定料を徴収しておりました。本制度の廃止に伴い、過去 4 年以内(2022 年～25 年)に資格を取得または更新された方については、時期に応じて、永久称号への移行後に関する認定料を返納い

たします。例えば、2025 年に更新をした方は、本来は 2029 年までの認定を受けていることになりますが、2025 年末で永久称号へ移行してしまうために、2026 年～29 年の 4 年間分の認定料が返還されます。2021 年に認定を受けた、または更新した方は、認定期間満了のため認定料の返納はありません。

- 資格認定料の返納手続き等については、詳細が決まり次第、連絡を差し上げますので、しばらくお待ちください。

3. 日本人類遺伝学会または日本疫学会の会員資格

- これまで、GMRC 資格の条件として、日本人類遺伝学会または日本疫学会の会員であることが求められておりましたが、永久称号に移行された後は、いずれかの学会の会員である必要はなくなります。

4. 教育研修

- GMRC 有資格者向けのアドバンスセミナーは開催されなくなります。ただし、GMRC の業務をされている方にも有用な教育プログラムは、日本人類遺伝学会の遺伝医学セミナー委員会や教育推進委員会と協議し、日本人類遺伝学会の学術集会内で提供される予定です。学会を退会することによって非学会員となった GMRC 永久称号保有者が、日本人類遺伝学会の学術集会内で提供される本教育プログラムの受講を希望される際の学術集会参加費につきましては、軽減措置が検討されています。

5. GMRC 制度委員会事務局の廃止

- GMRC 制度委員会事務局は、2025 年 12 月末をもって廃止されます。
- 制度廃止後の事務は、日本人類遺伝学会事務局が引継ぎます。

以上

【お問い合わせ先】

GMRC 制度委員会事務局（2025年12月末まで）

Mail: info@gmrc-jshg.com

日本人類遺伝学会事務局

Mail: maf-jshg@mynavi.jp